

森林環境譲与税の使途について

【森林環境税・森林環境譲与税とは】

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林環境税の課税に先行して、令和元年度から譲与が開始されています。譲与額は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところです。

また、森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

【使途の公表について】

森林環境譲与税の使途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」第34条第3項に基づき、公表する必要があります。つきましては、次のとおり使途を公表します。

令和2年度森林環境譲与税に関する決算状況

事業名	事業内容・実績など	事業費 (千円)
紀州材ベンチ設置事業	紀州材を使用したベンチを9基製作し、町内各所に設置。	495 (490)

※事業費の（ ）内は森林環境譲与税充当分

《お問い合わせ先》

太地町役場産業建設課

〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 3767 番地の1

電話：0735-59-2335